

愛知東邦大学における障がいのある学生への支援に関する基本方針

1. 目的

この基本方針（以下「方針」という。）は、「障害者基本法」ならびに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に即して、障がいのある学生を受け入れ、修学等の支援を適切に行うために必要な事項を定めるものとする。

2. 支援対象者の定義

この方針において、障がいのある学生とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある本学入学希望者及び本学学生で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性を認められた者をいう。

3. 受入れ及び修学等の支援に係る方針

本学は、入試、授業、課外活動、キャリア形成、大学行事への参加等、教育に関する事項において、障がいのある学生が修学上の差別や不利益が生じないように配慮する。

本学は、障がいのある学生から支援を必要としている旨の意思の表明に基づき、適切に対応する。

4. 支援実施体制

本学は、障がいのある学生への支援を実施するにあたり、学長のもと全教職員が責任をもって適切に対応する。

本学は、障がいのある学生への支援を適切に行うための支援体制の確保に努める。具体的な支援は、障がいのある学生が所属する学部等が、主たる責任を持って実施する。

本学は、具体的支援を円滑かつ適切に行うために、関係部局間の調整、支援内容を検討し推進するため、保健・学生相談委員会を設ける。

5. 相談体制

本学は、障がいのある学生及びその家族や関係者からの支援に関する相談、障がいを理由とする差別等に関する相談や要望に対応するための窓口を設ける。

6. 研修機会

本学は、教職員に対し、障がいのある学生への修学支援の充実に資するための研修を実施する。

7. 情報公開

本学は、障がいのある大学進学希望者や学内の障がいのある学生に対し、本学としての受入れ及び支援に関する基本方針について情報公開に努める。

※「障害」の表記は、法令などで使われているものを示すときは「障害」とし、それ以外の表記はひらがな表記の「障がい」を用いる。